

北海道告示第10639号

昭和49年北海道告示第809号（北海道補助金等交付規則に定める申請書等の様式）の一部を次のように改正する。

令和5年4月20日

北海道知事 鈴木 直道

農政第185号様式を次のように改める。

- 注1 この様式は、農地耕作条件改善事業に要する経費に係る補助金の交付を申請し、又は当該補助金に関し実績報告をする場合に使用すること。
- 2 「区分」欄の定率助成については、複数市町村に跨がる地区で市町村毎の補助率が異なる場合は、補助率毎に経費の配分を記載すること。
- 3 「事業量」欄に記載する事業量の単位は、工種に応じてm又はha（定率助成は少数第2位を四捨五入、定額助成は少数第3位以下切捨て）とすることとし、m又はhaに該当しない内容については「附帯工1式」と記載すること。
- 4 「工種」欄には、定額助成については田の区画拡大（水路の変更を伴わない）、田の区画拡大（水路の変更を伴う）、畑の区画拡大（水路の変更を伴わない）、畑の区画拡大（水路の変更を伴う）、暗渠排水、湧水処理、末端畑地かんがい施設（樹園地以外）、末端畑地かんがい施設（樹園地）、土層改良、更新整備、畑作転換工、条件改善推進費、高収益作物転換費、新植・改植支援、幼木管理支援、経営継続発展支援、園芸作物モデル産地形成支援を記載し、定率助成については農業用排水施設、暗渠排水、土層改良、区画整理、農作業道等、農地造成、農用地の保全、営農環境整備支援、スマート農業導入支援、小規模園地整備、粗放的農地利用整備、管理省力化支援、品質向上支援、条件改善促進支援、高収益作物導入支援、高付加価値農業施設支援、機械作業体系導入支援、労働生産性向上技術導入支援、指導、農地整備・集約推進費、高収益作物導入促進費、高収益作物導入推進費を記載すること。
- 5 「集約加算」欄には、定額助成において集約加算がある場合は「あり」、集約加算がない場合は「なし」と記載することとし、同一工種で両方ある場合には、分けて記載すること。なお、条件改善推進費及び高収益作物転換推進費については、記載は不要とする。
- 6 「事業実施による効果」欄の面積には、当該地区の受益面積を記載すること。
- 7 「事業実施による効果」欄の施工年度には、当該地区の施工年度を記載すること。
- 8 「事業実施による効果」欄の工期には、当該年度の工事の着手及び完成の予定年月（実績報告の場合は、工事の着手及び完成の年月）を記載すること。
- 9 「事業実施による効果」欄の予定管理者には、当該事業によって造成される施設の予定管理者を記載すること。
- 10 「事業実施による効果」欄の所在地には、当該地区を実施する市町村名を記載すること。
- 11 「事業実施による効果」欄のその他には、事業主体ごとに、消費税仕入控除税額について、これを減額した場合には「減額した金額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含む税額」とそれぞれ記載すること。
- 12 「事業実施による効果」欄の効果は、具体的に記載すること。
なお、実績報告の場合にあっては、効果の記載は要しない。
- 13 補助事業の内容の変更、経費の配分の変更等の承認申請（以下「補助事業変更承認申請」という。）の場合は、変更前の事業量及び事業費を下段に括弧書きで記載すること。
なお、実績報告の場合で、最終の補助事業変更承認申請と事業費が異なる場合には、当該最終補助事業変更承認申請の事業費を下段に括弧書きで記載すること。
- 14 補助金の交付申請の場合には実施設計書、補助事業変更承認申請の場合には変更実施設計書、実績報告の場合には出来高設計書を添付すること。